



2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 フ ォ ー シ ー ズ H D
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 寺 田 智 美 (コード番号 3726 スタンダード市場)
問 合 せ 先	代 表 取 締 役 副 社 長 松 野 博 彦 (TEL. 092-720-5460)

コンサルティング事業における業務委託契約締結に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 12 日開催の取締役会において、株式会社 FUNDI（本社：神奈川県横浜市、代表取締役：佐藤悠大、以下「FUNDI」といいます。）が運営する系統用蓄電所を対象としたクラウドファンディングに関する事業において、この度、ソーラー・リノベーション株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：塩沢真得、以下「ソーラー・リノベーション」といいます。）との間で業務委託契約を締結し、ソーラー・リノベーションが系統用蓄電所建設のためのプロジェクト・ファンド組成やスキーム策定等の実施に関するコンサルティング業務を行うことを決議いたしました。

記

1. 業務委託の内容

当社は、2025 年 5 月 28 日に「コンサルティング事業における業務委託契約締結に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、FUNDI が運営するクラウドファンディングを活用して系統用蓄電所用地に蓄電所を建設する目的のプロジェクト組成・ファンド組成・スキーム策定等の実施に関するコンサルティング業務を行っております。

今回、ソーラー・リノベーションが系統用蓄電所を建設することを目的として、FUNDI が運営するクラウドファンディングを活用し、本蓄電所を FUNDI とソーラー・リノベーションが買戻し合意付の地上権売買契約を行うためのコンサルティング業務を行います。当社はソーラー・リノベーション及び FUNDI の合意のもと、ソーラー・リノベーションと業務委託契約を締結することとなります。尚、詳細は以下の通りとなります。

- (1) ソーラー・リノベーションが蓄電所を取得するためのプロジェクト組成
- (2) スキームの企画、立案およびリスク調査業務
- (3) 各種ドキュメントの作成および確認業務等

今後、FUNDI はソーラー・リノベーションから本蓄電所の建設用地における地上権を取得する予定です。FUNDI は、同社が運営するクラウドファンディングを通じて、当該地上権取得のための資金を投資家から募集し、応募額が達成された後に FUNDI とソーラー・リノベーションとの間で地上権売買契約が締結される予定です。その後、ソーラー・リノベーションは蓄電所を建設するため、建設用地の地上権を買い戻すこととなります。FUNDI とソーラー・リノベーションの地上権売買契約が締結されることにより、当社が委託しているコンサルティング業務が完了することとなり、当該委託業務にかかる売上が 2026 年 9 月期に計上される予定となります。本件における売上・利益につきましては直前会計年度 2024 年 9 月期の連結売上高の 1 %の 30%を超える額となる見込みです。

2. 相手先の概要

(1) 名称	ソーラー・リノベーション株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区九段北一丁目13番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 塩沢真得	
(4) 事業内容	太陽光発電システムの仕入、企画及び販売、不動産の売買、仲介、運用に関するコンサルティング等	
(5) 資本金	2千万円	
(6) 設立年月日	平成28年1月	
(7) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

大株主及び持株比率、最近3年間の経営成績及び財政状態は相手方の要望により、非開示とさせていただきます。

(1) 名称	株式会社FUNDI	
(2) 所在地	神奈川県横浜市茅ヶ崎中央24番7号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐藤悠大	
(4) 事業内容	不動産の管理及び活用、不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業等	
(5) 資本金	100百万円	
(6) 設立年月日	2018年9月	
(7) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

大株主及び持株比率、最近3年間の経営成績及び財政状態は相手方の要望により、非開示とさせていただきます。

3. 今後について

本業務については、FUNDI とソーラー・リノベーションとの間で締結される地上権売買契約に基づく買戻し債務に関して、当社が債務者であるソーラー・リノベーションの保証人となることを合意するため、買戻し債権に関する保証の合意書を締結いたします。債務者であるソーラー・リノベーションが債権者のFUNDI に対して履行ができない場合は当社を含む保証人2社が履行することとなります。当該債務保証としては、当社以外に1社の保証人が存在し、当社は履行順位としては2番目となります。また、当社保証債務の履行に際しては、ソーラー・リノベーションが蓄電所建設にかかる動産譲渡担保権設定契約に基づく担保権を実行すること、電力売買に関するアグリゲーション契約上の地位の譲渡担保契約及び発電量調整供給契約上の地位の譲渡担保権設定等契約を同時に締結することを条件として、それぞれ買戻し債権に関する保証の合意書と併せて、契約書の締結を行います。そのため、債権者、債務保証順位1位の保証人が保証債務の履行請求に応じることができない場合かつ系統用蓄電所用地の所有権及び系統用蓄電所の設備が当社に譲渡され、アグリゲーターとの契約及び電力会社との一切の契約上の地位が当社に譲渡される場合に限り、当社は保証人として、系統用蓄電所用地に関する土地権利を取得するとともに、蓄電所設備、電力接続権、アグリゲーション契約等の蓄電所の運営又は売却に必要な一切の権利、設備、契約上の地位を有することとなります。尚、その場合には、当社は系統用蓄電所を市場価格と比べて優位な価格をもって取得することが可能となります。

FUNDI との取組みにおいては、FUNDI が系統用蓄電所の土地を投資対象として行うクラウドファンディングにおける取組みの一環として、当社が当該プロジェクトスキームの企画から実施までをコンサル

ディング事業として請け負うものとなり、今回で2回目の案件となります。本件に関して、新たに開示の必要性が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上